

## 東京都子供への虐待の防止等に関する条例（仮称）骨子案

## 1 目的・定義・理念・責務について

## （目的）

- この条例は、子供を虐待から守ることに関し、基本理念を定め、東京都（以下「都」という）、都民、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定める。
- 子供を虐待から守る環境づくりを進め、子供の権利利益の擁護と健やかな成長に寄与することを目的

## （定義）

- 子供、保護者、（保護者が子供に行う）虐待、関係機関等及び子供家庭支援センターについて定義

## （基本理念）

- 虐待は、子供への重大な権利侵害であり、心身の健やかな成長を阻害するとの認識の下、社会全体で防止
- 虐待の防止に当たっては、子供の成長、年齢等に応じた意見を尊重するとともに、子供の安全及び安心並びに最善の利益を最優先

## （都の責務）

- 都は、基本理念にのっとり、虐待の防止に関する施策を実施するとともに必要な体制を整備すること。
- 都は、虐待の防止に関し区市町村及び関係機関等と連携するとともに、区市町村が実施する母子保健施策、子育て支援施策（障害児支援施策を含む。）その他の虐待の防止に関する施策を支援すること。
- 都は、虐待の防止並びに虐待を受けた子供の成長及び自立に対する理解に資する広報及び普及活動を実施すること。

## （都民の責務）

- 都民（在勤・在学の者を含む。）は、虐待の防止に関する理解を深めるとともに、都及び区市町村が実施する虐待の防止に関する施策に協力するよう努めること。
- 都民は、区市町村長又は児童相談所長が行う子供の安全確認に協力するよう努めること。
- 都民は、虐待を受けた子供が、地域社会において等しく愛護され、円滑に社会的自立ができるよう、理解に努めること。

### (保護者等の責務)

- 保護者は、子供の養育に係る一義的な責任を負っている。そのため、虐待が子供に与える影響を認識し、子供の健全な育成を図ること。
- 保護者は、体罰その他の品位を傷つける形態による罰を子供に与えてはならないこと。
- 妊娠した者及び乳幼児の保護者は、区市町村が行う妊産婦及び乳幼児に対する健康診査に係る受診勧奨に応じるよう努めること。
- 保護者及びその同居人は、児童相談所長が行う子供の安全確認に協力すること。
- 保護者は、児童相談所による指導又は支援を受けた場合は、これらに従って、必要な改善等を行うこと。

### (関係機関等の責務)

- 関係機関等は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待を早期発見に努めること。
- 関係機関等は、都、区市町村及び他の関係団体と連携し、虐待防止施策の推進に積極的に協力するよう努めること。
- 関係機関等は、児童相談所長が行う子供の安全確認に協力するよう努めること。

## 2 未然防止について

### (未然防止)

- 都は、虐待の未然防止に資するため、妊娠、出産及び子育てについて相談しやすい環境の整備その他の区市町村が実施する母子保健及び子育て支援に関する施策について、必要な支援を実施
- 都は、学校、放課後の活動場所等において、子供に対し、自身が守られるべき存在であることを認識するための啓発及び相談先等に関する情報提供を実施
- 都は、子供等に対し、予期しない妊娠に至らないための啓発及び相談先等に関する情報提供を実施
- 都は、予期しない妊娠をした者又は医療機関未受診の妊婦を必要な支援及び医療につなぐため、医療機関及び区市町村と連携し、普及啓発を実施

## 3 早期発見及び早期対応について

### (通告しやすい環境づくり)

- 虐待を受けたと思われる子供を発見した者は、速やかに、子供家庭支援センターその他区市町村の通告受理機関又は児童相談所に通告
- 都は、虐待通告は子供を守ることであり、家庭への支援の契機でもあることを踏まえ、都民及び関係機関等に対し、通告義務を履行すべきことを周知するとともに、虐待を受けたと思われる子供を発見した者が通告しやすい、又は虐待を受けた子供が自ら相談しやすい環境及び体制を整備
- 児童相談所の職員は、通告を受けた場合において、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させる事項の漏えいを禁止

### (子供の安全確認)

- 児童相談所長は、虐待通告を受けたときは、速やかに、子供との面会など子供の安全確認を行うための措置を実施。子供本人、家族、親族等から虐待に係る相談があった場合、児童相談所長が自ら虐待のおそれがあると判断した場合、他の児童相談所から虐待に係る引継ぎを受けた場合又は区市町村から送致を受けた場合も同様
- 児童相談所長は、虐待法の規定による一時保護、立入りによる調査若しくは質問、臨検若しくは捜索又は調査若しくは質問等の権限を行使できるときは、関係機関等の協力を得て、速やかに当該権限を行使

### (児童相談所の調査)

- 児童相談所長は、都及び区市町村の機関、関係機関等及び都内の団体に対し、虐待に係る子供又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他虐待の防止等に係る当該子供、その保護者その他関係者に関する情報提供を依頼
- 児童相談所長は、情報の収集及び収集した情報の利用について、適切に対応

### (連携及び情報共有)

- 児童相談所は、他の児童相談所から事案の移管を受け又は他の児童相談所に対し事案の移管を行う場合には、その緊急性又は重症度に応じ、的確な引継ぎを実施
- 児童相談所は、専門的知識及び技術を必要とする対応、一時保護又は施設入所若しくは里親等委託の措置等を行うとともに、子供家庭支援センターその他の区市町村の機関と、密接に連携又は協働
- 児童相談所は、虐待の早期発見、早期対応並びに虐待を受けた子供及び虐待を行った保護者への支援のため、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）を活用し、関係機関等その他虐待事案に関係する団体と、子供と家庭に関する必要な情報を共有
- 都は、要対協の円滑な運営の確保及び活性化のため、必要な助言その他の支援を実施

## 4 虐待を受けた子供とその保護者への支援

### (虐待を受けた子供及び虐待を行った保護者への支援)

- 都は、虐待を受けた子供に対し、心身の健全な発達を促進するため、年齢、心身の状況等を十分考慮した支援及び教育を実施
- 児童相談所は、区市町村及び関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、子供の心身の健やかな成長にとって良好な家庭環境の形成及び適切な親子関係の構築ができるよう、又は再び虐待を行わないよう必要な指導及び支援を実施

## 5 社会的養護等

### (社会的養護及び自立支援)

- 都は、虐待を受けた子供の社会的養護の充実を図るため、里親制度の普及啓発、里親の育成及び里親等への委託の推進並びに乳児院、児童養護施設その他施設及び自立援助ホームその他事業を充実

- 都は、虐待を受けた子供及び社会的養護のもとで育った子供の円滑な社会的自立のため、必要な普及啓発及び支援を実施

## 6 人材育成等

### (人材育成等)

- 都は、虐待の早期対応その他の虐待の防止に関する専門的な知識及び技術を有する職員を育成し、児童相談所の運営体制を適切に確保
- 都は、区市町村及び関係機関等における人材の育成を図るため、専門的な知識及び技術の修得に資する研修等を実施
- 都は、地域で虐待防止に取り組む団体との連携又はこれらの団体への支援を実施

### (虐待死亡事例等の検証)

- 都は、虐待による死亡事例等の重大事例の検証の結果について、児童相談所、子供家庭支援センターその他の子供の福祉に職務上関係のある者の研修等に活用するなど再発防止に取り組む。
- 都は、虐防法第4条第5項の規定による検証を行うに当たっては、都内の団体に対し、必要な情報の提供を依頼

### (公表)

- 都は、毎年度、虐待防止施策の実施状況を公表